

汚染負荷量賦課金徴収業務の手引き

(徴収業務の実施について)

(平成 30 年度)



独立行政法人 **環境再生保全機構**



日本商工会議所

The Japan Chamber of Commerce and Industry

目 次

I はじめに

1. 経緯	1
2. 個人情報及び法人情報等の保持について	1
3. 連絡及び問い合わせ体制	1
4. 留意事項	2
5. 徴収業務の流れ	3

II 機構から提供する資料等

1. 機構から提供する資料	4
2. 委託業務関連オンラインシステム WEB サイトからダウンロードするもの	4
3. 委託業務関連オンラインシステムの流れ	5
4. 申告形態（用紙申告、FD・CD申告、オンライン申告） にに応じた申告の流れ	5

III 徴収業務の内容について

1. 申告関係書類の送付	6
2. 円滑な申告・納付の事務手続きのための情報提供及び相談への対応	8
3. 適切な申告書提出の慫慂	12
4. 申告書等の受理及び点検	12
5. 申告状況の確認・連絡	15
6. 未申告事業所に対する指導	15
7. 事業所の申告の記録	16
8. 申告書等の機構への送付	16
9. 徴収実施期間後の事業所からの相談	17
10. 帳簿等の保存	17

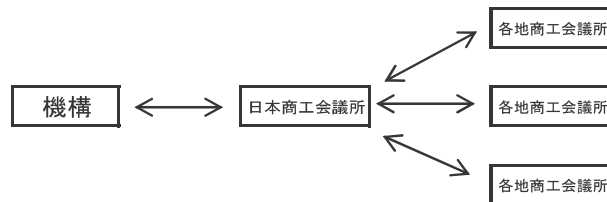
IV 点検要領・記載例

1. 現在分SOx排出状況（前年度との乖離状況一覧）記載例	18
2. 「各地商工会議所別委託事業実績書」記載例	19～21
3. 業務実施台帳記載例	22
4. 商工会議所一覧	23

I はじめに

1. 経緯

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）及び公害健康被害補償業務の徴収関連業務における民間競争入札実施要項に基づく入札を行った結果、平成26年3月1日から平成31年2月28日まで、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は日本商工会議所と委託契約を締結し、日本商工会議所は各地商工会議所と再委託契約し、汚染負荷量賦課金の徴収業務の一部を担当していただくことになりました。



2. 個人情報及び法人情報等の保持について

再委託契約に基づき、各地商工会議所の役職員、その他徴収業務に従事する者又は従事していた者は、徴収業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはいけません。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、公共サービス改革法第54条の規定により罰則の適用があります。

なお、徴収業務従事者が変更したときは、すみやかに日本商工会議所に連絡してください（3月下旬に、日本商工会議所より平成30年度徴収業務従事者の確認及び変更の連絡様式のご連絡を行いますので、同連絡に基づきご対応ください）。

3. 連絡及び問い合わせ体制

各地商工会議所からの連絡及び問い合わせについては、原則として日本商工会議所が受け付けます。ただし、急を要する場合や特定の事業者の個別の事情に関する相談については、直接機構へ連絡することも可能です。

その場合は後日、連絡、問い合わせの内容及び機構からの回答について、日本商工会議所に連絡してください。

（1）ご連絡方法

日本商工会議所（sangyo2@jcci.or.jp）宛に電子メールにてご連絡ください。

（2）連絡頻度

連絡、質問の都度ご連絡いただくか、複数回の連絡、質問内容をまとめてご連絡いただくか、各地商工会議所にて都合のよい方法をお選びください。

（3）ご連絡いただく内容

商工会議所名」「連絡、質問の内容」「機構からの回答」の3点

(4) 記載方法

(3) の内容は、メール本文に直接ご記入いただくか、複数回分を添付ファイルにまとめたものをご送付ください。

4. 留意事項

平成30年度の本業務の実施にあたり、以下の点にご留意ください。

(1) 事業所への汚染負荷量賦課金申告関係書類の送付について

前年度に引き続き、機構では紙資源の保護及び環境への配慮という観点から、各種用紙の印刷部数を減らしておりますので、送付にあたっては以下の点にご注意ください。(P6～8 参照)

【前年度に用紙申告した事業所】

- ・用紙申告書、年間排出量の算定の過程を示す書類等（A～b様式）を送付

【前年度にオンラインまたはFD・CD申告した事業所】

- ・「平成30年度汚染負荷量賦課金申告情報」、裏面に 事務連絡「汚染負荷量賦課金申告書の配布方法と工場事業場固有の申告情報について」を送付

【前年度にFD・CD申告した事業所】

- ・FD・CD貼付用ラベルを送付

(2) クリアフォルダについて

【前年度にFD・CD申告、用紙申告した事業所数＋予備見込分】を配布します。

FDを使って申告している場合は、必ずFD収納スペースにFDを入れてください。CDを使って申告している場合は、CDをCDケースに保管し、クリアフォルダに入れてください。また、FD収納スペースのないクリアフォルダを配布しますので、用紙申告した事業所に使用してください。なお、余ったクリアフォルダは必ず機構に返却してください。

5. 徴収業務の流れ

実施時期	機構	日本商工会議所	各地商工会議所	納付義務者
2月以前		・委託徴収業務実施計画書の提出 ・申告納付説明・相談会の日程調整		
3月1日	・徴収実施期間開始		・相談窓口の開設 (P. 8)	
3月上旬	・担当者研修会 (3月2日)	・担当者研修会の出席調整	・担当者研修会出席	
3月15日			・納付義務予定者名簿のダウンロード開始	
3月下旬	・申告関係書類の送付	平成30年度徴収業務従事者の確認及び変更の連絡様式の連絡	・申告関係書類の受理 ※必ず内容 (P. 7～8①～③) を確認のこと (納付義務予定者名簿の最終版 3/31)	
4月上旬			・申告関係書類の送付 (P. 6～8) (申告納付説明・相談会開催通知同封) (委託業務関連ファイルシステム、Excel 雛型ファイル ダウンロード)	・申告関係書類の受理
4月第2～4週			・申告納付説明・相談会開催 (P. 8)	・申告納付説明・相談会出席
4月1日～6月14日	・申告書の受理 (オンライン申告)	・連絡調整 ・進行管理等	・受付窓口の開設 (P. 12) ・申告書の受理及び点検 (P. 12～15) (オンライン申告の状況確認) ・納付義務者の申告の記録 (P. 16)	・申告書の作成・提出
※申告納付期限 5月15日			・申告書提出の催告 (P. 12)	
5月15日まで				
5月16日以後		・申告状況の報告を依頼 (5/18 ごろ) ・申告状況の報告 (P. 15)	・申告状況の確認・報告 (P. 15)	
5月18日～6月14日	・未申告事業所に対する措置	・未申告事業所に対する指導 (P. 15)	・未申告事業所に対する指導 (P. 15)	
5月25日ごろ	・申告書の受理 (用紙申告、FD・CD 申告)		・申告書等の機構への送付 (P. 16～17)	
6月14日	・徴収実施期間終了			
6月15日～6月30日			・各地商工会議所別委託事業実績書・業務実施台帳の機構への送付 (オンラインで送信) (P. 17)	
7月	・機構に引継ぎ	・委託事業実績書の機構への提出 ・納付義務者からの相談 (P. 17) ・徴収業務従事者からのヒアリング等	・納付義務者からの相談 (P. 17)	・期限後の相談等
8月下旬～	・業務委託費の確定	・事務取扱事業所数決定通知の送付 ・委託徴収業務経費報告書 ・業務委託費請求書	・事務取扱事業所数決定通知の確認 ・業務委託費請求書	
～10月	・業務委託費の支払	・業務委託費の支払		

Ⅱ 機構から提供する資料等

1. 業務実施に関する資料

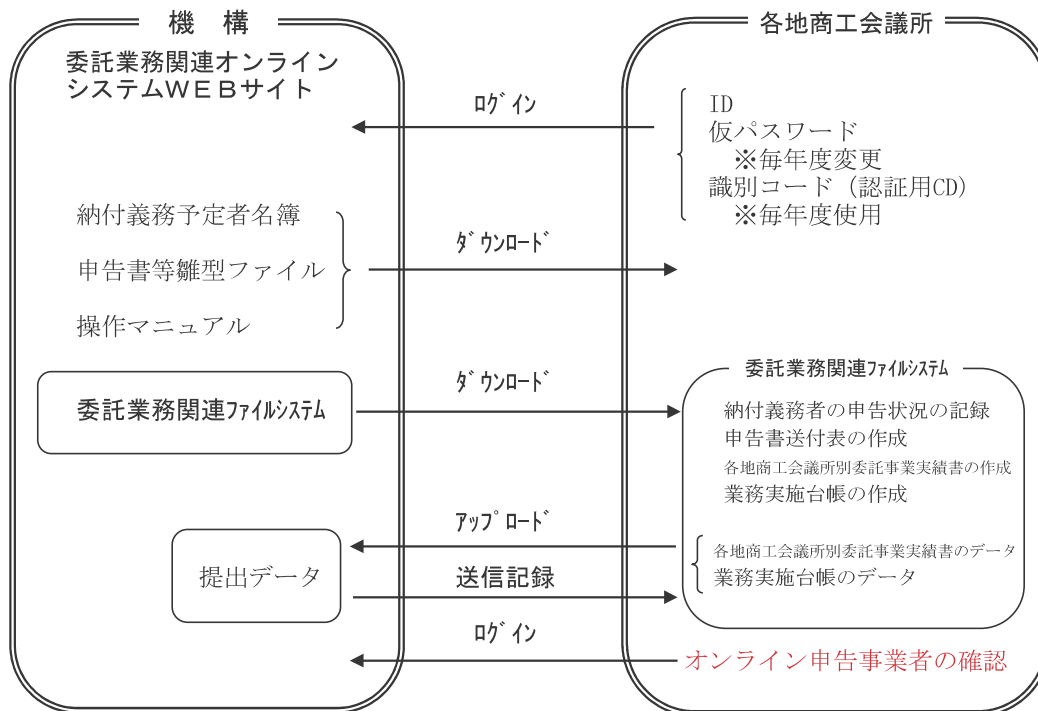
- (1) 汚染負荷量賦課金徴収業務の手引き（徴収業務の実施について）
- (2) 汚染負荷量賦課金申告・納付に関する留意点 商工会議所担当者用
- (3) 委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル
- (4) 汚染負荷量賦課金 申告・納付の手続き
- (5) 汚染負荷量賦課金 申告書類作成マニュアル
- (6) 公害健康被害補償・予防の手引
公害健康被害補償制度の解説書（質疑応答形式）、数値資料及び用語解説
- (7) 申告手続動画
「制度の概要」「申告書の作成方法」等 11本の解説動画を公開。
(6)(7)は、機構の賦課金ホームページで閲覧又はダウンロードしてください。

2. 委託業務関連オンラインシステムWEBサイトからダウンロードするもの

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」参照

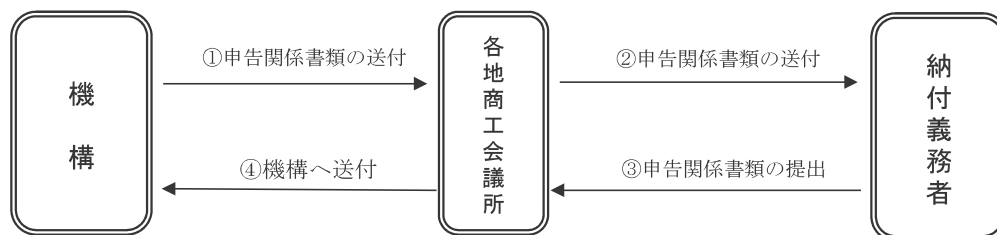
- (1) 納付義務予定者名簿（賦課金番号順）
 - ① 帳票形式
帳票形式のExcelファイルです。
 - ② リスト形式
宛名ラベル作成の二次加工が可能となるよう、1行につき1事業所を記載したリスト形式のExcelファイルです。
- (2) 申告用雛型ファイル及び各種届出関係様式のExcel雛型ファイル
事業所が、インターネットに接続できない等の理由で賦課金ホームページからExcel雛型ファイル等を入手できない場合は、各地商工会議所においてExcel雛型ファイル等をコピーして当該事業所へ提供してください。
- (3) 委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル
担当者研修会で配布済みですが、当サイトからのダウンロードも可能です。
- (4) 委託業務関連ファイルシステム
納付義務者の申告状況の管理と機構に提出する「申告書送付表」、「各地商工会議所別委託事業実績書」、「業務実施台帳」の作成を行います。

3. 委託業務関連オンラインシステムの流れ

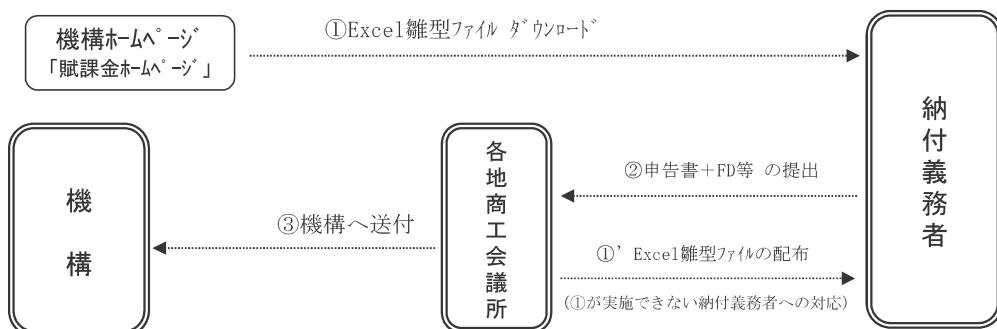


4. 申告形態（用紙申告、FD・CD申告、オンライン申告）に応じた申告の流れ

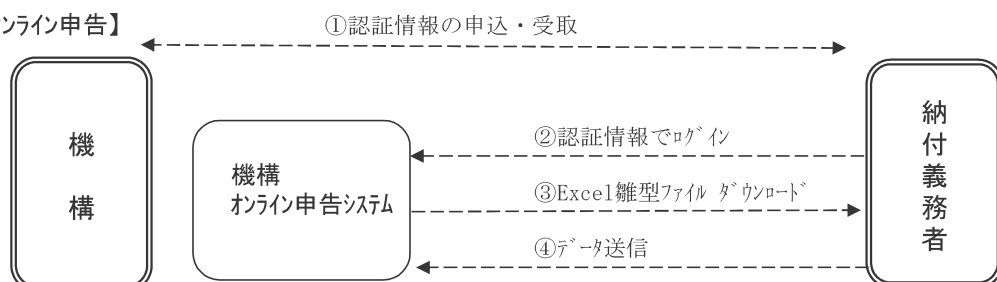
【用紙申告】



【FD・CD申告】



【オンライン申告】



Ⅲ 徴収業務の内容について

1. 申告関係書類の送付

納付義務予定者名簿に記載されたすべての事業所に対して、機構の指示に基づいて申告関係書類を送付してください。特に4月の中旬以降に同説明・相談会を開催予定の商工会議所においては、機構から申告関係書類を受領した後、すみやかに納付義務者に送付してください。

※申告納付説明・相談会の開催当日に関係書類を配布する、機構から関係書類を受領した後に長期間送付しない等の場合は、納付義務者から配布時期が遅いとのクレームが発生することがあります。適切な対応をお願いします。

※説明・相談会開催日が4月上旬で申告関係書類等を事前に発送する余裕がない場合は、説明・相談会当日に会場で申告関係書類等を配布し、欠席した事業所にはすみやかに送付してください。

(1) 納付義務予定者名簿

納付義務予定者名簿（帳票形式及びリスト形式のExcelデータ）は、機構が各地商工会議所ごとに作成します。事業所の移転・閉鎖などに伴う管轄商工会議所の変更等を反映した名簿を3月15日より委託業務関連オンラインシステムWEBサイトからダウンロードすることができます。

(2) 補正名簿

納付義務予定者名簿の内容に変更があった場合は、その都度、機構から変更前と変更後の管轄商工会議所に補正名簿としてご連絡します。変更後の納付義務予定者名簿の最終版は、3月31日に委託業務関連オンラインシステムWEBサイトにアップされますので、4月1日以降に再度、納付義務予定者名簿（最終版）をダウンロードしてください。

また、4月1日以降については名簿の更新は行いませんが、機構と各地商工会議所で互いに知り得た最新の情報をすみやかに共有することで対応します。

(3) 申告関係書類等

申告関係書類等は、P.7～8①～③（ア～ナ）の書類等を指します。申告関係書類等のうち、事業所へ送付するものについては、送付先・送付枚数等に誤りのないように送付してください。特にク～サの配布については、各書類に納付義務者情報が記載されておりますので、誤送付のないようくれぐれもご注意ください。

また、ケの予備分には年度及び賦課料率の印字をしておりません。今年度以降も予備として使用できますので、徴収業務期間が終了しても破棄せず保管してください。それ以外の平成29年度以前の古い様式の余部は、すべて廃棄してください。

① 機構から各地商工会議所へ送付（配布）する申告関係書類等

番号	申告関係書類等の名称	事業所への送付			1事業所への送付部数	備考
		オンライン	FD・CD	用紙		
ア	平成30年度汚染負荷量賦課金の賦課料率について		○		1	
イ	公害健康被害補償制度の概要 平成30年度の賦課料率について		○		1	パワーポイント画面を印刷した資料
ウ	平成30年度汚染負荷量賦課金申告・納付について		○		1	パワーポイント画面を印刷した資料
エ	平成30年度版 汚染負荷量賦課金申告・納付の手続き		○		1	
オ	平成30年度版 汚染負荷量賦課金申告書類作成マニュアル		○		1	
カ	平成30年度汚染負荷量賦課金の申告・納付のお願いについて		○		1	表面
	オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い					裏面
キ	汚染負荷量賦課金の納付は便利な「Pay-easy（ペイジー）」がおすすめです。		○		1	全事業所に配布
ク	平成30年度汚染負荷量賦課金申告情報（賦課金番号等の印字あり）	○	○	×	1	表面 ※納付義務者情報記載のため配布先注意
	汚染負荷量賦課金申告書の配布方法と工場事業場固有の申告情報について					裏面 ※納付義務者情報記載のため配布先注意
ケ	平成30年度汚染負荷量賦課金申告書（賦課金番号等の印字あり）	×	×	○	1	※納付義務者情報記載のため配布先注意
コ	平成30年度汚染負荷量賦課金納付書（事業所名等の印字あり）		○		1	全事業所に配布 ※納付義務者情報記載のため配布先注意
サ	電子納付用入力シート		○		1	全事業所に配布 ※納付義務者情報記載のため配布先注意
シ	年間排出量の算定の過程を示す書類（A～Dの各様式）	×	×	○	必要枚数を送付する。	納付義務予定者名簿（帳票形式）を確認し、必要枚数を送付してください。
ス	補正後の脱硫効率の算定の結果を示す書類（E様式）					
セ	排出ガス測定の結果を示す書類（b様式）					
ソ	FD・CD貼付用ラベル	×	○	×	1	納付義務予定者名簿（帳票形式）を確認し、送付してください。
タ	申告・納付に関する留意点		—		—	各商工会議所用
チ	委託業務関連オンラインシステム操作マニュアル		—		—	各商工会議所用
ツ	クリアフォルダ		—		—	各地商工会議所から機構へ申告書を提出する際に使用。 残部は機構へ返還

注1) 上記ク、ケ、シ～ソの配布にあたっては、前年度の申告方法によって配布する／しないが異なりますのでご注意ください。前年度と異なる申告方法で申告があった場合は、予備分から各書類を配布してください。

注2) すべて予備分を含めて送付しておりますが、書類が不足した場合は機構へご連絡ください。

② 申告納付説明・相談会場で配布する申告関係書類

番号	申告関係書類等の名称	事業所への送付	1事業所への送付部数	備考
テ	平成30年度申告・納付に関するアンケート	※	1	※申告納付説明・相談会出席者にのみ配布すること。(欠席者には配布不要)

注) 上記テについては、説明・相談会終了後に回収のうえ、説明・相談会の開催日の翌日から起算して3日以内に速やかに機構へ郵送してください。

③ 各地商工会議所が作成する申告関係書類

番号	申告関係書類等の名称	事業所への送付	1事業所への送付部数	備考
ト	平成30年度申告・納付のお知らせ	○	1	番号ナと同一資料にして作成しても可。
ナ	申告納付説明・相談会の案内状	○	1	番号トと同一資料にして作成しても可。

注) 上記トについては、申告・納付時期到来のお知らせや、FD・CD申告におけるExcel雛型ファイルの入手方法(下記記載例を参照)等について記載してください。

(記載例): FD・CD申告のExcel雛型ファイルについては、機構のホームページからダウンロードするか、あるいは商工会議所にCD等を持参していただければコピーして配布いたします。

2. 円滑な申告・納付の事務手続きのための情報提供及び相談への対応

(1) 申告納付説明・相談会の開催

制度への理解・協力を得るため、事業所に対して申告納付説明・相談会を開催してください。

① 説明・相談会当日は、**会場設営、受付、式次第の作成、司会進行等**を適切に行ってください。

② 申告関係書類等は、説明・相談会開催前に事業所に届くように発送してください。

4月の中旬以降に同説明・相談会を開催予定の商工会議所においては、機構から申告関係書類を受領した後、すみやかに納付義務者に送付してください。

ただし、**説明・相談会開催日が4月上旬**で申告関係書類等を事前に発送する余裕がない場合は、説明・相談会当日に会場で申告関係書類等を配布し、欠席した事業所にはすみやかに送付してください。

③ 説明・相談会の前日までに、**資料と当日使用するパソコンの動作確認**を必ず行ってください。

(2) 相談窓口

徴収実施期間(3月1日から6月14日までの間)中は、相談窓口を開設し、事業所からの申告・納付に関する問い合わせや相談に対して適切な指導を行ってください。

申告・納付期限(5月15日)間近になると、各事業所からの問い合わせが多くなるので、その対応には万全を期し、適切に対処してください。

(3) 指導のポイント

事業所への指導に当たっては、以下の資料を参照してください。

- ・「汚染負荷量賦課金申告・納付に関する留意点 商工会議所担当者用」
- ・「汚染負荷量賦課金 申告・納付の手続き」
- ・「汚染負荷量賦課金 申告書類作成マニュアル」
- ・賦課金ホームページ (<http://www.erca.go.jp/fukakin/>)

「公害健康被害補償・予防の手引」及び「申告手続動画」(賦課金ホームページで閲覧又はダウンロードする。)

① 申告方式(用紙申告、FD・CD申告、オンライン申告)の確認

次の申告方式から1つを選択して申告しているか確認してください。また、3つの申告方式を混在して提出している場合は、1つの方式にまとめて提出するように指導してください。

<申告方式>

ア 用紙申告

各事業所は、所定の複写式の用紙を使って申告書と各算定様式を作成し、申告書に押印のうえ提出します。

イ FD・CD申告

各事業所は賦課金ホームページから、申告書と各算定様式のExcel雛型ファイルをダウンロードし、同ファイルに入力して申告データを作成し、申告書のみを印刷(各算定様式は印刷不要)して押印のうえ、申告書と算定様式の申告データを保存したFD等を一緒に提出します。

ウ オンライン申告

各事業所は最初に「電子申告等届出書」により事前登録を行い、オンライン申告システムにログインするための認証情報を入手します。認証情報を使用して同システムにログインして、申告書と各算定様式のExcel雛型ファイルを入手し、申告データを作成のうえ、同サイトから機構にデータを送信します。

② 用紙申告(複写式の紙での申告)の指導事項

ア 用紙申告書中の所在地・名称及びこれらのフリガナ、郵便番号、電話番号及び業種名はすでにプリントしてあります。内容に変更がある場合は、二重線で抹消して当該欄余白に変更後のものを記入します。また、所在地の名称に変更がある場合は、「名称等変更届出書」の提出を依頼してください。(点検マニュアル、「申告・納付の手続き」P.12～参照)

イ **代表者印か代理人印が押印されているか確認**し、押印がない場合は押印を依頼してください。

資本金、最大排出ガス量等については、記入漏れが非常に多いので、記入漏れのないように指導してください。

③ F D・C D申告の指導事項

ア 賦課金ホームページからF D・C D申告用 Excel 雛型ファイルをダウンロードして作成するよう指導してください。

なお、事業所がインターネットに接続しておらず、F D・C D申告用 Excel 雛型ファイルをダウンロードできない場合は、相談窓口でF D・C D申告用 Excel 雛型ファイルをメディア（C DやU S B等）に複写する等の便宜を図ってください。

イ F D・C D申告用 Excel 雛型ファイル上の黄色のセルに必要事項を入力するよう指導してください。

また、「前年度データ複写」の機能を使って申告書を作成する際、複写されるデータである所在地、名称等が前年度から変更されている場合は、変更後のデータを入力するとともに、「名称等変更届出書」の提出を依頼してください。

ウ 申告書は、F D等に Excel ファイルで保存するとともに、入力済の申告書を印刷し、代表者印か代理人印を押印のうえ、当該F D等と併せて提出するよう指導してください。

エ 各算定様式、「補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類(E様式)」、「排出ガス測定の結果を示す書類(b様式)」及び「加重平均一覧表」は、F D等に Excel ファイルを保存したうえで提出するよう指導してください。

なお、F D・C D申告用 Excel 雛型ファイルを使った算定が困難な場合には、独自に作成した書類を印刷して提出するよう指導してください。

オ 必ず1事業所1枚のF D等に、作成した申告書と算定様式等の Excel ファイルを保存して提出するよう指導してください。(C様式以外の) Excel 雛型ファイルの名称は変更しないよう指導してください。

また、提出に当たっては、F Dに必要な事項(「提出年月日」、「汚染負荷量賦課金番号」、「納付義務者及び対象工場・事業場の名称」及び「保存データの内容」)を記載したラベルを貼付して提出するように指導してください(C Dの場合はケースに貼付)。

④ オンライン申告の指導事項

ア オンライン申告を行う場合は、予め「電子申告等届出書」によって事前登録を行い、オンライン申告システムへログインするための認証情報(I D、仮パスワード及び認証用C D)を入手するよう指導してください。

なお、認証用C Dは「電子申告等を行う者」に変更がない限り継続して使用するので、大切に保管するよう指導してください。

イ オンライン申告システムから、Excel 雛型ファイルをダウンロードして申告書を作成する方法は、F D・C D申告の場合と同様です。

作成した提出用データ(Excel ファイル)は、オンライン申告システムからアップロードします。なお、(C様式以外の) 提出用データ(Excel 雛型ファイル)の名称は変更しないよう指導してください。

⑤ 各種届出書についての指導事項

ア 各種届出書の様式は、賦課金ホームページからダウンロードするか、「汚染負荷量賦課金申告・納付の手続き」の様式をコピーして作成するよう指導してください。

イ 印刷した届出書には、必ず事業所の代表者印等を押印のうえ提出するよう、指導してください。（F D等へ保存して提出することはできません。）

ウ 事業所から、工場等の全面廃止や移転、法人名の変更等の連絡があった場合は、
・「名称等変更届出書」

※届出書は、雛型に入力、押印のうえ郵送により提出するか、オンライン申告を行っている事業所はオンライン申告システム上から届出書を作成し、提出することもできます。

・「ばい煙発生施設使用廃止届出書（写）」

（＝大気汚染防止法に基づき都道府県知事等に提出するもののコピー）

等を必要に応じ機構に提出するよう指導してください。

特に、事業所を閉鎖した場合、「名称等変更届出書」の送付先欄に以後の申告関係書類等の送付先を記入するよう指導してください。（「汚染負荷量賦課金申告・納付の手続き」P. 12 参照）」

＜工場等の全面廃止や移転、法人名の変更等の際に別途必要な書類＞

変更理由	確認書類
全面廃止または工場移転の場合	①大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書（写）
合併の場合	①合併契約書（写） ②会社登記簿謄本（写）
会社分割・事業譲渡の場合	①大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設承継届出書（写） ②分割契約書（写）、事業譲渡契約書など ③会社登記簿謄本（写）
施設の賃貸借・譲渡の場合	①大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設承継届出書（写） ②賃貸契約書（写）、施設譲渡契約書など ③会社登記簿謄本（写）

エ 代表者又は代理人に変更があった場合の各種届出書の提出の指導については下表を参照してください。

変更する者	申告形態	届出方法
代表者	用紙申告	届出の必要はありません。
	FD・CD 申告	申告書には、変更後の代表者を記載して申告してください。
	オンライン申告	変更する代表者が、「電子申告等を行う者」として登録している場合は、新たに「電子申告等届出書」を提出してください。
代理人	用紙申告	「代理人選任・解任届出書」を提出してください。
	FD・CD 申告	
	オンライン申告	変更する代理人が、「電子申告等を行う者」として登録している場合は、新たに「電子申告等届出書」を提出してください。

3. 適切な申告書提出の態様

申告・納付期限（5月15日）までの間、注意喚起のために、電話、ハガキ、面談等の方法により、申告書の提出を慫慂してください。

（参考）

昭和63年3月1日に公害健康被害補償法の改正法が施行され、改正後の納付義務者は、昭和62年4月1日現在で一定規模以上のばい煙発生施設を設置している者に固定された。そのため、昭和62年4月1日以降、移転、閉鎖等によって、ばい煙発生施設をすべて廃止した事業所であっても、汚染負荷量賦課金を申告・納付する義務がある。

4. 申告書等の受理及び点検

（1）受付窓口

申告書等の逸失及び情報漏えいを防ぐため、受付窓口を開設し、事業所からの申告書等を適正に受理するようにしてください。

（2）申告書への受理印の押印

用紙申告、FD・CD申告により申告書の提出があったときは、申告書上部余白に必ず商工会議所による受理印（商工会議所名のわかる角印等）を押印してください。

用紙申告の申告書は4枚複写となっており、受理印押印の際は注意してください。

- ・ 1枚目の「機構用」…受理印を押印
- ・ 2枚目の「機構用写」…受理印は不要
- ・ 3枚目の「商工会議所用」…受理印を押印、商工会議所にて保管
- ・ 4枚目の「事業者用」…提出があった場合は受理印を押印のうえ、当該事業所へ
確実な方法で返却

その他の添付書類については次のとおりです。

- ・ 各算定様式（A～E、b様式）…受理印は不要
- ・ 各種届出書（「名称等変更届出書」、「代理人選任・解任届出書」）…受理印を押印

（3）用紙申告の受理及び点検

① 申告書の点検

申告書に代表者印か代理人印が押印されているか確認し、押印がない場合は押印させた後に受理してください。

4枚複写のうち「商工会議所用」を控えとして保管するとともに、委託業務関連ファイルシステムに申告書内容を入力してください。

注）「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」（P.46～52）参照

申告書については、日本商工会議所が作成する点検マニュアルに基づき、点検をしてください。記載漏れ・記載誤りについては、以下のとおり対応してください。

＜申告書の訂正・記載漏れの対応について＞

【算定内容箇所（※）】

記載漏れや記載誤り等があった場合は、事業所に対して訂正印による修正等は求めず、記載漏れや記載誤り等のあった箇所への付箋貼付やメモ書き等により、機構へ当該箇所を正確に伝えてください。また、事業所により訂正がなされている場合は、代表者または代理人の訂正印が押印されているか確認してください。

算定内容箇所については、事業所に対して、必要に応じて、「後日、機構による最終確認後に算定金額等について修正のお願い等の連絡が入る場合もありますので、ご了承ください。」と指導してください。

【算定内容箇所（※）以外】

事業所に記載漏れは記載させ、記載誤りは訂正箇所を二重線により消し、申告書作成担当者の訂正印を押印したうえで、必要に応じて正しい文言を記入するよう指導してください。ただし、申告・納付期限まで日程に余裕がなく、事業所が修正する時間がない場合には、事業所に電話で確認したうえで、付箋にメモ書きし、申告書（機構用・各地商工会議所用）に添付してください。

申告書が提出された後、事業所から訂正の申し出があった場合は、事業所に直接訂正させるか、正しい申告書と差替えてください。申告書を差し替えた場合は、元の申告書は事業所に返却し、重複して機構に送付することがないように注意してください。

(※)算定内容箇所とは、申告書中の

- ⑤「汚染負荷量賦課金の計算」欄
- ⑥「延納の申請」欄
- ⑦「汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳」欄

を指します。

② 添付書類の点検

次の書類が添付されているか確認し、添付漏れの場合は提出を依頼してください。

ア 年間排出量の算定の過程を示す書類（各算定様式）

イ 同じ月に密度及び硫黄分の異なる燃原料を使用し、加重平均を要する場合は、「燃原料の使用量、密度及び硫黄分を相互に関連づけた一覧表」（加重平均一覧表）

ウ 密度及び硫黄分に自社分析値を用いた場合、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記した一覧表

エ A、C又はD様式を使用し、脱硫によって除去されるSO_xがある場合は、補正後の脱流効率の算定の過程を示す書類（E様式）

オ B又はD様式の排出ガス測定欄を使用した場合は、排出ガス測定の結果を示す書類（b様式）

カ E又はb様式による算定が困難な場合は、脱硫効率の算定過程又は排出ガスの測定結果を明らかにする書類

＜使用様式ごとの添付書類早見表＞

使用様式	使用量、密度及び 硫黄分の一覧表	E 様 式		b 様 式	そ の 他
		脱 硫 あ り	脱 硫 な し		
A 様 式	※1 △	○	×	×	密度、硫黄分が自社測定値の場合は、 理由、測定データ等を明記した書類
B 様 式	×	×	×	○	
C 様 式	※2 △	※4 ○	×	×	密度、硫黄分が自社測定値の場合は、 理由、測定データ等を明記した書類
D様式	a欄	○	×	×	
	b欄	×	×	○	

※1 同じ月に密度及び硫黄分の異なる燃原料を使用し、加重平均を要する場合に一覧表の添付が必要です。

※2 ※1の場合に加え、同じ月に硫黄分の異なる製品又は中間製品等を産出し、加重平均を要する場合に一覧表の添付が必要です。

※3 D様式を使用した場合は、助燃剤について加重平均を要する場合に一覧表の添付が必要です。

※4 製品脱硫だけの場合は不要です。

(4) F D ・ C D 申告の受理及び点検

- ① 印刷して代表者印か代理人印が押印された申告書と、Excel 雛型ファイルを保存した F D 等があることを確認してください。印刷・押印された申告書はコピーして「商工会議所用」として保管するとともに、委託業務関連ファイルシステムに申告書内容を入力してください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P.46～52) 参照

印刷・押印された申告書及び F D 等が提出された後、事業所から訂正の申し出があった場合は、正しい申告書及び F D 等に差し替えてもらうようにしてください。
なお、元の申告書及び F D 等は事業所に返却し、重複して機構に送付することがないように注意してください。

- ② F D 等には、「提出年月日」、「汚染負荷量賦課金番号」、「納付義務者及び対象工場・事業場の名称」及び「保存データの内容」を記載した所定のラベルが貼付されているか確認してください。各項目の記載内容が分かれば所定以外のラベルでも構いません。

(5) オンライン申告の点検（申告状況の確認）

オンライン申告した事業所については、委託業務関連オンラインシステムにアクセスして当該事業所のオンライン申告内容を確認してください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P.33～34)

また、当該事業所のオンライン申告書情報を印刷して「商工会議所用」として保管するとともに、委託業務関連ファイルシステムに申告書内容を入力し、「オンライン申告事業者連絡表」を印刷して機構へ送付してください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P. 46～52) 参照

(6) 硫黄酸化物（SO_x）排出量の前年度との比較及び確認

申告方法に関わらず、全ての申告書の算定内容箇所中にある硫黄酸化物排出量（現在分）について、前年度申告書の数値との比較を行ってください。

前年度申告書（控）又は「業務実施台帳」の前年度の欄と比較し、前年度と大きく乖離していた場合（前年度より2分の1以下になった場合又は5割増加した場合）は事業所へ連絡して数値等の確認をし、現在分の硫黄酸化物排出量に誤りがないことを確認するなどし、その状況を機構に報告してください。

※排出量が少量の場合でも、前年度より2分の1以下になった場合又は5割増加した場合には、事業者への連絡・機構への報告を行ってください。

確認した内容については、「平成30年度汚染負荷量賦課金申告における現在分SO_x排出状況（前年度との乖離状況一覧）」（記入例はP.19参照。別途、日本商工会議所から記入様式のデータをCCIスクエア等で提供いたします。）により、申告書等の送付時に併せて機構へ提出してください。

(7) 各種届出書の受理確認

「代理人選任・解任届出書」及び「電子申告等届出書」については、届出者が代表者となっているかを確認してください。

届出者が代表者でない場合は、再提出を依頼してください。

5. 申告状況の確認・連絡

日本商工会議所からの依頼に基づき、申告・納付期限（5月15日）時点における申告件数と、納付義務者の状況（電話等の連絡がつかない未申告事業所等）を連絡してください。

6. 未申告事業所に対する指導

申告・納付期限（5月15日）までに申告書の提出がない未申告事業所に対しては、次の手順で指導してください。

(1) 電話等によって申告・納付の督促を行う。

なお、電話等によって督促を行ったにも関わらず、申告・納付を行わない事業所については、可能な限り事業所に出向いて、申告・納付の督促を行う。

(2) 「5. 申告状況の確認・連絡」にて連絡した、電話等の連絡がつかない未申告事業所のうち、機構が文書によって指示した場合には、当該事業所の情報収集を行う。

徴収実施期間内（6月14日まで）に情報収集の結果を機構に報告した事業所については、標準単価に1.2を乗じた金額を標準単価として適用する。

(3) 未申告事業所に対して実施した督促状況及び事業所の状況確認の内容を、委託業務関

連ファイルシステムより「各地商工会議所別委託事業実績書」及び「業務実施台帳」に記入し、機構へ引き継いでください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P. 46、53～54、59～68) 参照

7. 事業所の申告の記録

委託業務関連ファイルシステムより、申告の状況等を「業務実施台帳」に記録してください。

※未申告の事業所がある場合には、なぜ未申告となっているのか当該ページに記録してください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P. 67～68) 参照

8. 申告書等の機構への送付

(1) 申告書等の送付

申告書等の機構への送付は、本徴収業務の中で最も重要な事項ですので、間違いのないように行ってください。

- ① 遅くとも申告・納付期限（５月１５日）後１０日以内に機構へ到着するよう送付してください。

遅れて提出された申告書等については、委託業務関連ファイルシステムに申告書内容を入力のうえ、速やかに機構へ送付してください。

- ② 申告書及び添付書類は、必ず１事業所ごとに機構から配布するクリアフォルダに１セットずつ入れるようにしてください。

複数の事業所分の申告書及び添付書類を１部のクリアフォルダに入れないようにしてください。

F D・C D申告の場合、提出されたF D等については、クリアフォルダ表面のF D収納スペースに確実に入れるようにしてください。また、クリアフォルダをホチキス止めしないでください。

使用せずに余ったクリアフォルダについては、次年度も利用いたしますので、機構へ申告書等を送付する際に同封して返送してください。

- ③ 申告書等の送付に当たっては、委託業務関連ファイルシステムから「申告書送付表」を作成し、添付してください。申告書送付表は、「申告書送付表（用紙申告分）」、「申告書送付表（F D・C D申告分）」を別様に作成してください。

なお、オンライン申告の場合は、送付する申告書自体がありませんので、「オンライン申告事業者連絡表」を作成・印刷し、送付してください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P. 55～58) 参照

- ④ 「４．（６）硫黄酸化物（S O x）排出量の前年度との比較及び確認」(P. 14)で硫黄酸化物（S O x）排出量の大幅な乖離があった場合には、「平成３０年度汚染負荷

量賦課金申告における現在分SOx排出状況（前年度との乖離状況一覧）」を併せて送付してください。

- ⑤ 申告書等を送付する際は、③で作成した「申告書送付表（用紙申告分）」及び「申告書送付表（FD・CD申告分）」の記載順に、②で用意したクリアフォルダに入れた申告書を並べ、申告書送付表に記載した事業所分ごとに輪ゴム等でまとめてから梱包してください。

また、「申告書送付表」は、4枚1組となっているので、すべて印刷したうえで、1枚目の「商工会議所用」は商工会議所で保管し、2～4枚目の機構用を申告書とともに送付してください。

- ⑥ 申告書等の送付にあたっては、個人情報、法人情報が含まれるため、送付記録が残るか受取の確認ができる手段（宅配便又は書留郵便小包等。**普通郵便は不可。**）により確実に行ってください。

- ⑦ 差替えや添付書類の不備等の理由で、一部の申告書にかかる送付が遅れている場合は、その旨の連絡文書等を添付のうえ、送付可能な他の申告書等を優先して機構へ送付してください。

（２）「各地商工会議所別委託事業実績書」及び「業務実施台帳」等の提出

「各地商工会議所別委託事業実績書」及び「業務実施台帳」を作成してください。
なお、本業務についての従事日報の作成や提出は不要です。

- ① 「各地商工会議所別委託事業実績書」及び「業務実施台帳」は、委託業務関連ファイルシステムにより作成し、事業実績データ（「事業所.csv」、「事業実績.csv」、「業務実施台帳.csv」）を6月15日～30日までの間に機構にデータ送信してください。

注）「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」（P.59～70、29～31）参照

- ② 「各地商工会議所別委託事業実績書」に係る申告書提出協力要請、申告書等の点検状況については可能な限り把握し、その数値等を記入してください。

注）「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」（P.61）参照

9. 徴収実施期間後の事業所からの相談

徴収実施期間（3月1日から6月14日までの間）後に、事業所から相談があった場合は誠実に対応し、必要に応じて相談内容を機構へ連絡してください。

10. 帳簿等の保存

業務実施台帳、各地商工会議所別委託事業実績書、申告書の商工会議所控は、**5年間保存**してください。なお、6年目以降に廃棄する際は、個人情報、法人情報が含まれているため、漏えい等がないよう確実な方法で処分してください。

IV 点検要領・記載例

1. 平成30年度汚染負荷量賦課金申告における現在分SOx排出状況（前年度との乖離状況一覧） 記載例

〇 〇 商工会議所

No.	汚染負荷量 賦課金番号 (8桁)	納付義務者名称	対象工場・事業場名称	前年度の現在分SOx排 出量との乖離状況	理 由（複数回答可）
1	01122334	(株)□□	第一プラント	☒ 前年度比 1/2以下 ☐ 前年度比 5割増	☒ 経済情勢等に伴う施設稼働率（燃原料使用量）の増減によるもの。 ☒ 燃原料の転換、変更によるもの。 ☐ 脱硫効率の変動によるもの。 ☐ その他（ ）
2	05566778	△△産業(株)	〇〇工場	☐ 前年度比 1/2以下 ☒ 前年度比 5割増	☒ 経済情勢等に伴う施設稼働率（燃原料使用量）の増減によるもの。 ☐ 燃原料の転換、変更によるもの。 ☐ 脱硫効率の変動によるもの。 ☐ その他（ ）
3	07890123	××化学工業(株)	本社工場	☒ 前年度比 1/2以下 ☐ 前年度比 5割増	☐ 経済情勢等に伴う施設稼働率（燃原料使用量）の増減によるもの。 ☐ 燃原料の転換、変更によるもの。 ☐ 脱硫効率の変動によるもの。 ☒ その他（SOx濃度が低下したため。）
				☐ 前年度比 1/2以下 ☐ 前年度比 5割増	☐ 経済情勢等に伴う施設稼働率（燃原料使用量）の増減によるもの。 ☐ 燃原料の転換、変更によるもの。 ☐ 脱硫効率の変動によるもの。 ☐ その他（ ）
				☐ 前年度比 1/2以下 ☐ 前年度比 5割増	☐ 経済情勢等に伴う施設稼働率（燃原料使用量）の増減によるもの。 ☐ 燃原料の転換、変更によるもの。 ☐ 脱硫効率の変動によるもの。 ☐ その他（ ）

※ 本表は、当年度申告書のSOx排出量（現在分）が、前年度比で1／2以下又は5割増の事業所について確認のうえ作成し、機構へ提出してください。

19

〇〇 商工会 議所

[illegible]

●備考欄は、「委託業務関連ファイルシステム」→「申告書入力画面」→「実績書の備考欄」から入力してください。

平成30年度 各地商工会議所 別委託事業実績書
(汚 染 負 荷 量 賦 課 金)

〇〇 商工 会議所

2. 申告書未提出事業所一覧

市 区 郡 名 賦課金番号	事 業 所 名	未 提 出 とな った 状 況
A市 01111-5.5,5	(株)S組	再三の提出要請にもかかわらず未提出。 対応者 管理課 〇〇氏 TEL 000-0000
A市 04567-2.3,4	C建設工業(株)	所在不明 申告書類も宛先不明で返送された。 現地の確認状況は、別紙を参照
B郡 T町 03333-1.1,1	T物産(株)第二工場	5/17、5/22、6/6、6/12、6/14 担当の〇〇氏が対応 申告の了承を得たが未提出。
C市 01234-7.7,7	(株)〇〇〇〇	〇〇管轄へ申告書を提出した。(〇〇管轄の提出確認済)
C市 05577-1.2,3	△△△△(株)△△工場	ハガキ、電話にて督促。制度に対して納得できないとのこと。 対応者 社長〇〇氏 TEL 000-0000

●「未提出となった状況」欄は、「委託業務関連ファイルシステム」→「実績書の作成/印刷」→「未申告データ入力」から入力してください。

3. 説明・相談会開催状況及び資料送付状況

説明・相談会開催の日時	平成30年4月〇日	13:30～16:00
説明・相談会開催の場所	〇〇商工会議所 会議室	
出席者数及び事業所数	70 名	65 事業所
説明・相談会開催通知数		80 事業所
説明・相談会資料送付部数	80 部	80 事業所
説明・相談会当日資料配布		0 部

〈説明・相談会での質疑及び問題点〉

- ・脱硫効率の算定方法について
- ・A事業所において発電部門のみが別会社として分離独立したが、今後の申告方法はどうなるのか。

4. 窓口相談及び電話相談

窓口相談		電話相談		合 計	
件数	事業所数	件数	事業所数	件数	事業所数
39	32	57	48	96	80

〈主な内容〉

- ・一覧表の作成方法について
- ・清掃工場を移転する予定であるが、今後の申告はどうなるのか。
- ・賦課料率の今後の見通しについて

5. 申告書提出協力要請

	電 話		ハガキ等		面 接		合 計	
	件数	事業所数	件数	事業所数	件数	事業所数	件数	事業所数
期 限 内	80	80	0	0	3	2	83	82
期 限 後	32	26	26	26	4	3	62	55

6. 申告書等の点検

申告書総数	誤 り 事 項			誤り総数
	記載もれ	計算誤り	添付書類不備	
78 ※1(7) ※2(3)	21	4	10	35

※1()内はうち数でFD申告、※2()内はうち数でオンライン申告の件数。

〈主な誤り及び指導内容〉

- ・資本金、最大排出ガス量の記入漏れ。
- ・添付書類の不備等について、事業所に連絡し、是正するよう依頼した。

7. 指導員の氏名

氏 名	商工会議所における役職
環 境 太 郎	振興課 課長
環 境 明 夫	振興課 係長
環 境 花 子	振興課

8. 機構へ送付する申告書等

(申告書)

(諸届出書)

送付月日	送付件数	送付月日	送付件数	送付月日	送付件数
5・17	64			5・17	9
5・24	14			5・31	4

9. 機構に対する連絡事項

- ① A興産(株)とB石油精製(株)が〇年〇月〇日に合併の予定。
- ② K合板(株)は不況のため、〇年〇月いっぱい廃業。
- ③ S市清掃工場センター、〇年〇月に移転計画あり。

●この様式は、「委託業務関連ファイルシステム」→「実績書の作成/印刷」→「事業実績の入力」から入力してください。

3. 業務実施台帳記載例

業 務 実 施 台 帳
(汚染負荷量賦課金)

商 工 会 議 所 名

〇 〇 〇 〇 商 工 会 議 所

賦課金 番号	55555-12.3	所 在 地	〒000-0000 東京 都XXXX区XXXXX0丁目0番地0号	電 話	03-1234-5 678	業 種 名	地 域 区 分	
事業所 名	青 空 工 業 (株) 仙 台 工 場	送 付 先	〒000-0000 東京 都XXXX区XXXXX0丁目0番地0号	電 話	03-1234-5 678	鉄鋼業	そ の 他 地 域	
区 分	年 度	平 成29年 度	オンライン 申告	平 成30年 度	オンライン 申告			
申 告 書 等 か ら 記 載 す る 欄	作成者担当所属 部課	環 境 課		環 境 課				
	作成担当者氏名	大 伊 木 守		大 伊 木 守				
	申告書受理年月日	平 成29年5月12日		平 成30年5月10日				
	1時間当たりの最大排出ガス量	92,018 m3N/h		92,018 m3N/h				
	4月1日現在の 資本金	6,230,000 千円		6,230,000 千円				
	過去分 SOx 累積換算 量	41,278 m3N/算定基礎 期間		41,278 m3N/算定基 礎期間				
	前年の SOx 排出量	31,178 m3N/年		31,178 m3N/年				
	過去分 賦課料率	11.11 円/m3N		11.11 円/m3N				
	現在分 賦課料率	111.00 円/m3N		111.00 円/m3N				
	過去分 賦課金	458,598 円		458,598 円				
	現在分 賦課金	3,464,787 円		3,464,787 円				
	汚染負 荷量賦課 金	3,922,700 円		3,922,700 円				
	延 納 有 ・ 無	納 第1期(全期)	有	980,900 円	有	980,900 円		
		付 第2期		980,600 円		980,600 円		
		内 第3期		980,600 円		980,600 円		
記 第4期		980,600 円		980,600 円				
励 説 の 明 状 ・ 況 相 等 談 を 会 出 載 す 状 況 ・ 指 導 実 績 ・ 督	・説明・相談会への出欠状況等について記載する。	説明・相談会に 欠席		説明・相談会に ●		説明・相談会に出席か又は欠席か、該当する方を選択してください。		
	・説明・相談会及び電話等で指導事項あるいは相談を受けた事項について記載する。	4/25 A様式の記入について 5/10 加重平均表の作成について		4/10 申告期限についての確認 電話あり(大伊木氏) 4/25 燃料種類別の算定について 5/2 B様式 算定の測定回数について		● 申告書作成についての相談や、指導した事項を具体的に記入してください。		
	・申告書類等が未提出の事業所に対する督励等の状況について記載する。	5/11 例年遅延申告しているので、業書によって期限内申告を要請した結果、本年は期限内に申告があった。		5/10 電話の際に期限内申告につき、念押し。 5/14 納付手続き完了後、申告書持参(大伊木氏)		● 未申告事業所の督励状況等を、具体的に記入してください。		
	備 考	名称等変更届 有 代理人届 有		名称等変更届 有 ●		● 要望、意見等を記入してください。		

業務実施台帳は、下記の要領で記載してください。

こちらは、「委託業務関連ファイルシステム」の「申告書入力画面」で入力したデータが反映されていますので、記載する必要はありません。

届出書の有無は、「委託業務関連ファイルシステム」の「申告書入力画面」で入力したデータが反映されます。

4. 商工会議所一覧

受託事業者： 日本商工会議所

再委託先：各地商工会議所（１５６ヶ所）

都 道 府 県 名	商工会 議 所 名	都 道 府 県 名	商工会 議 所 名	都 道 府 県 名	商工会 議 所 名	都 道 府 県 名	商工会 議 所 名	都 道 府 県 名	商工会 議 所 名
北海道	函 館 札 幌 旭 川 室 蘭 釧 路 帯 広 北 見 稚 内 紋 別 苫小牧	千 葉	銚 子 千 葉 船 橋 木更津 市 川 松 戸 柏 市 原 野 田	福 井	福 井 敦 賀 山 梨 甲 府 長 野 長 松 本 岐 阜 岐 阜 大 垣 多治見 土 岐	大 阪	大 阪 堺 東大阪 泉大津 高 槻 岸和田 貝 塚 茨 木 吹 田 八 尾 豊 中 泉佐野 北大阪 守口門真	山 口	下 関 宇 部 防 府 徳 山 岩 国 小野田
青 森	青 森 弘 前 八 戸	東 京	東 京 八王子 武蔵野 立 川	静 岡	静 岡 浜 松 沼 津 三 島 富 士 磐 田	大 阪	大 阪 堺 東大阪 泉大津 高 槻 岸和田 貝 塚 茨 木 吹 田 八 尾 豊 中 泉佐野 北大阪 守口門真	山 口	下 関 宇 部 防 府 徳 山 岩 国 小野田
岩 手	盛 岡 仙 台 秋 田 山 形 山 形 酒 田 福 島 福 島 いわき 茨 城 水 戸 土 浦 日 立 館 下	神奈川	横 浜 横須賀 川 崎 小田原箱根 平 塚 藤 沢 茅ヶ崎 厚 木 秦 野 鎌 倉 相模原	愛 知	名古屋 岡 崎 豊 橋 半 田 一 宮 蒲 郡 豊 川 刈 谷 豊 田 安 城 春日井 稲 沢	大 阪	大 阪 堺 東大阪 泉大津 高 槻 岸和田 貝 塚 茨 木 吹 田 八 尾 豊 中 泉佐野 北大阪 守口門真	山 口	下 関 宇 部 防 府 徳 山 岩 国 小野田
栃 木	宇都宮 足 利 高 崎 前 橋 川 越 川 口 熊 谷 さいたま 所 沢 飯 能	新 潟	新 潟 上 越 長 岡 富 山 富 山 高 岡 水 射 金 沢 小 松	三 重	四日市 津 鈴 鹿 大 津 京 都 舞 鶴	大 阪	大 阪 堺 東大阪 泉大津 高 槻 岸和田 貝 塚 茨 木 吹 田 八 尾 豊 中 泉佐野 北大阪 守口門真	山 口	下 関 宇 部 防 府 徳 山 岩 国 小野田
群 馬	高 崎 前 橋 川 越 川 口 熊 谷 さいたま 所 沢 飯 能	富 山	富 山 富 山 高 岡 水 射 金 沢 小 松	滋 賀 京 都	大 津 京 都 舞 鶴	大 阪	大 阪 堺 東大阪 泉大津 高 槻 岸和田 貝 塚 茨 木 吹 田 八 尾 豊 中 泉佐野 北大阪 守口門真	山 口	下 関 宇 部 防 府 徳 山 岩 国 小野田
埼 玉	高 崎 前 橋 川 越 川 口 熊 谷 さいたま 所 沢 飯 能	石 川	金 沢 小 松	滋 賀 京 都	大 津 京 都 舞 鶴	大 阪	大 阪 堺 東大阪 泉大津 高 槻 岸和田 貝 塚 茨 木 吹 田 八 尾 豊 中 泉佐野 北大阪 守口門真	山 口	下 関 宇 部 防 府 徳 山 岩 国 小野田

